

## 証券税制

金澤 博信 (かなざわ ひろのぶ)

東北税理士会 白河支部  
税理士



株式等の税制については、毎年目まぐるしく変わり、わかりやすいようで、ここも変わっていったという点が多いように感じられます。これは、証券税制が国の経済対策に多大な影響を与えるからで、そのときの経済情勢によって大きく改正されてきました。

今回は上場株式を中心にQ & A形式で説明していきたいと思います。

### 〔質問1〕

上場株式の税金は、どのように課税されるのですか？

### 〔回答〕

上場株式を所有していると配当金が受け取れます。それは配当所得として、所得税、住民税が課税されます。

そして上場株式を売却すると譲渡所得として、

所得税、住民税が課税されます。

配当金 — 配当所得

売却益 — 譲渡所得

### 〔質問2〕

上場株式の配当金の申告の仕方は、どのようにするのですか

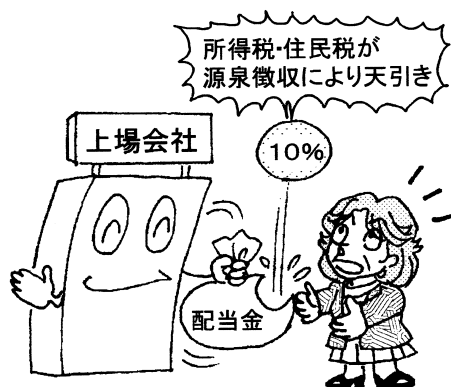
### 〔回答〕

上場株式の配当金を受け取る際には、既に10%の税金（所得税7%、住民税3%）が天引されています。これを源泉徴収と言います。

(注) 発行済株式総数5%以上所有する個人（大口個人株主）は、所得税20%が源泉徴収されています。

申告の仕方には、次の3つの方法があります。

- ① 総合課税
- ② 申告分離課税
- ③ 申告不要



○総合課税とは、他の事業所得や給与所得、不動産所得と合算して確定申告をすることを言います。

総合課税のメリット

- イ、配当控除の適用がある
- ロ、所得の少ない人は、税金が還付される可能性がある

総合課税のデメリット

- イ、確定申告することにより合計所得金額が38万円を超え、他の者の配偶者控除、扶養控除の適用要件に該当しない可能性がある
- ロ、所得の多い人は、税率が高いので、税金が多くなる可能性がある

○申告分離課税とは、配当所得は他の所得と合算せず、配当所得として分離して確定申告をすることになります。税率は所得税7%、住民税3%の課税になります。

(注) この制度の適用を受けた場合は、他の株式の配当金について総合課税の適用は受けられません。

(注) 大口個人株主には適用がありません。

申告分離課税のメリット

- イ、株式の譲渡損失と損益通算をして、配当金の税金を還付することが可能となる（平成21

年度改正による）

- ロ、他の所得で引ききれない所得控除を配当所得から引いて税金を還付することが可能
- 申告分離課税のデメリット

- イ、確定申告することにより合計所得金額が38万円を超え、他の者の配偶者控除、扶養控除の適用要件に該当しない可能性がある

○申告不要とは、源泉徴収10%（所得税7%、住民税3%）の税金をとられたままで、文字通り確定申告をしないで済ませる方法です。

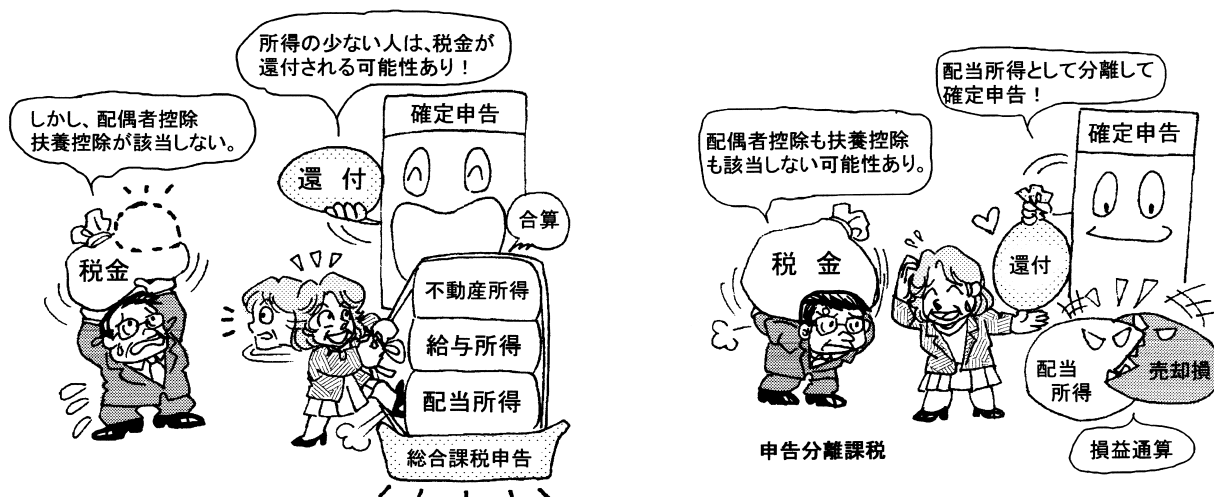
申告不要のメリット

- イ、申告する手間が不必要
- ロ、所得が多い人は、10%の税金で済むので、節税になる

ハ、申告不要を選択した場合の配当所得は、配偶者控除、扶養控除の適用要件である合計所得金額に含まれないため、例え38万円超の配当所得があっても、それ以外の所得が38万円以下であれば、他の者の配偶者控除、扶養控除の対象として認められる

例題

A子 配当金 30万円  
 (源泉徴収 所得税 2.1万円  
 住民税 0.9万円)



パート収入 98万円

上場株式の売却損 30万円

① 総合課税の場合

所得税（確定申告）

配当所得	30万円
給与所得	33万円
（給与収入98万円－給与所得控除額65万円）	
合計所得	63万円
基礎控除	△38万円
課税所得	25万円
所得税	1.25万円（25万円×5%）
配当控除	△3万円
（配当所得30万円×10%）	
差引所得	0万円
源泉徴収	△2.1万円
還付税金	2.1万円

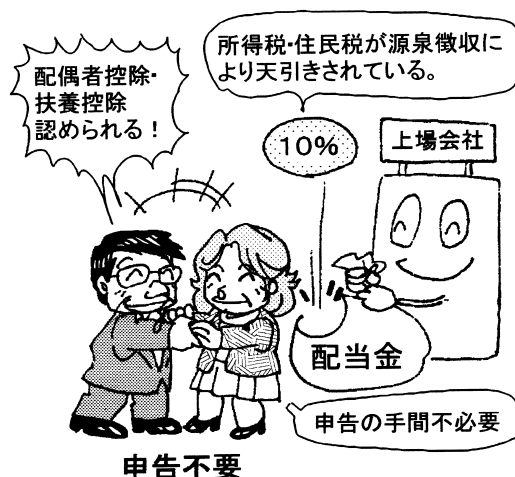
住民税

配当所得	30万円
給与所得	33万円
合計所得	63万円
基礎控除	△33万円
課税所得	30万円
住民税	3万円（30万円×10%）
配当控除	△0.84万円
差引住民税	2.16万円
源泉徴収	△0.9万円
納付税金	1.26万円

② 申告分離課税の場合

所得税（確定申告）

申告分離配当所得	0万円
（配当所得30万円－株式売却損30万円）	
給与所得	33万円
合計所得	33万円
基礎控除	△38万円
課税所得	0万円
所得税	0万円



配当控除	適用無し
差引所得	0万円
源泉徴収	△2.1万円
還付税金	2.1万円

住民税

申告分離配当所得	0万円
給与所得	33万円
合計所得	33万円
基礎控除	△33万円
課税所得	0万円
住民税	0万円
配当控除	適用無し
差引住民税	0万円
源泉徴収	△0.9万円
還付税金	0.9万円

③ 申告不要の場合

所得税（確定申告）

配当所得	申告せず
給与所得	33万円
合計所得	33万円
基礎控除	△38万円
課税所得	0万円
所得税	0万円
配当控除	適用無し
差引所得税	0万円

源泉徴収	控除せず
納付税金	0万円
住民税	
配当所得	申告せず
給与所得	33万円
合計所得	33万円
基礎控除	△33万円
課税所得	0万円
住民税	0万円
配当控除	適用無し
差引住民税	0万円
源泉徴収	控除せず
納付税金	0万円

申告不要の場合は、配当所得の源泉徴収3万円は還付されません。

〔質問3〕

上場株式の売却益に対する税金はどのように課税されるのですか？

〔回答〕

次の2つの方法があります。

① 申告分離課税

申告分離課税とは、売却益は他の所得と合算せず、譲渡所得として分離して確定申告をすることになります。税率は所得税7%、住民税3%の課税になります。

② 申告不要

証券会社等に特定口座（売却益から源泉徴収10%を天引する方法を選択した場合に限る）を開設し、その口座内で売却した株式について、申告しないことができます。

申告分離課税のメリット

- イ、売却損が出た場合は、他の株式の売却益や配当所得と損益通算ができる
- ロ、売却損が出た場合で、他の株式の売却益や

配当所得と損益通算して控除しきれない時は、申告書にその旨を記載することにより、翌年以降3年間、株式の売却益や配当所得から控除することができる。

ハ、他の所得で引き切れない所得控除を譲渡所得から引いて税金を還付することが可能

申告分離課税のデメリット

イ、確定申告することにより合計所得金額が38万円を超え、他の者の配偶者控除、扶養控除の適用要件に該当しない可能性がある

申告不要のメリット

イ、申告不要を選択した場合の譲渡所得は、配偶者控除、扶養控除の適用要件である合計所得金額に含まれないため、例え38万円超の譲渡所得があっても、それ以外の所得が38万円以下であれば、他の者の配偶者控除、扶養控除の対象として認められる

申告不要のデメリット

イ、申告分離課税のメリットが享受できない

〔質問4〕

株式投資信託に係る税金について教えてください。

〔回答〕

- 売却益、売却損 — 譲渡所得（上場株式と同じ）
- 収益分配金（普通分配金） — 配当所得（上場株式と同じ）
- 収益分配金（特別分配金） — 非課税
- 解約差益、償還差益 — 譲渡所得（上場株式と同じ、平成21年より改正）

（注）譲渡所得になる場合は、特定口座（源泉徴収有）を選択されている以外は、確定申告が必要になります。